

別表2 住宅に係る評価料金

(税抜金額 単位：円)

審査条件		料 金	
一 戸 建 て の 住 宅	単独審査	30,000	
	併願審査	設計住宅性能評価	10,000
		長期優良住宅認定技術的審査	
		低炭素認定技術的審査	
		性能向上計画認定技術的審査	
基準適合認定技術的審査			
審査条件		料 金	
共 同 住 宅 等	単独審査（住戸のみ）	基本料金+戸あたりの料金×対象住戸数 ・基本料金 100,000 ・戸あたり料金 2,000	
	単独審査（建築物全体の審査）	基本料金+戸あたり料金×総住戸数+共用部料金 ・基本料金 100,000 ・戸あたり料金 2,000 ・共用部料金 100,000	
	併願審査	設計住宅性能評価	上記審査料金の2分の1の額とする
		長期優良住宅認定技術的審査	
		低炭素認定技術的審査	
性能向上計画認定技術的審査			
基準適合認定技術的審査			

- ※1 共同住宅等の単独審査において「住戸の審査」と「建築物全体の審査」の両方を行う場合の料金は、「建築物全体の審査」の料金とする。
- ※2 「共用部を有しない2住戸のみの共同住宅等」の料金は一戸建ての住宅の料金に2を乗じた額とする。
- ※3 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合の料金は一戸建ての住宅の額とする。
- ※4 変更申請料金は当初の申請で適用された料金の2分の1の額とする。
- ※5 改修前後の評価を行う場合は、上表の料金に同表の2分の1の額を加算した料金とする。

別表3 非住宅に係る評価料金

## 【モデル建物法】

単位：円（税抜）

延べ面積（㎡）	用途分類（別表4による）		
	A種	B種	C種
2,000未満	130,000	70,000	60,000
2,000～4,000未満	150,000	90,000	80,000
4,000～6,000未満	190,000	130,000	100,000
6,000～8,000未満	210,000	150,000	120,000
8,000～10,000未満	220,000	160,000	120,000
10,000～20,000未満	250,000	180,000	140,000
20,000～50,000未満	280,000	220,000	170,000
50,000～100,000未満	350,000	270,000	210,000
100,000～200,000未満	460,000	340,000	270,000
200,000～	630,000	420,000	340,000

## 【標準入力法（主要室入力法を含む）】

単位：円（税抜）

延べ面積（㎡）	用途分類（別表4による）		
	A種	B種	C種
2,000未満	210,000	130,000	110,000
2,000～4,000未満	260,000	170,000	150,000
4,000～6,000未満	320,000	220,000	190,000
6,000～8,000未満	360,000	240,000	210,000
8,000～10,000未満	380,000	250,000	220,000
10,000～20,000未満	420,000	280,000	250,000
20,000～50,000未満	490,000	340,000	280,000
50,000～100,000未満	600,000	420,000	350,000
100,000～200,000未満	770,000	530,000	460,000
200,000～	1,020,000	670,000	560,000

[ 別表3 注意事項 ]

- ① A種、B種、C種の用途分類の適用については別表4による。
- ② 表の延べ面積の算定については、建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。
- ③ 一つの確認申請に適合性判定対象建築物が複数棟ある場合、棟ごとの料金の合計額を徴収する。
- ④ 一つの棟に用途分類が複数ある場合は次のとおり適用する。
  - ・A種が含まれるときはA種
  - ・A種がなくB種が含まれるときはB種ただし、上記適用が著しく不合理であると建築センターが認めた場合は別途判断する。
- ⑤ 計画変更の料金は当初適用された料金の10分の6の額とする。  
ただし、次の場合は上表の料金とする。
  - ・モデル建物法を標準入力法（主要室入力法を含む）に変更等、計算方法を変更して申請する場合
  - ・直前の判定を他の機関等から受けている場合
- ⑥ 軽微変更該当証明申請の証明料金は当初料金の10分の5の額とする。
- ⑦ 増改築の場合、既存部分を含めた延べ面積をもとに料金を適用する。ただし、既存部分のBEIにデフォルト値を採用する計算方法の場合、増改築部分の非住宅部分の用途・面積により料金を算定する。
- ⑧ 上表に定める評価方法以外の方法による場合は別途見積もりとする。